

介護職を目指す人の就労を支援します

介護職員 養成研修費用 助成事業

■ 補助金額

研修費用として直接支払った額の

1/2を補助

介護職員
初任者研修
最大**3.5**万円

介護福祉士
実務者研修
最大**5**万円

■ 補助対象者 次の要件をすべて満たす方

- ①初任者研修または実務者研修を修了し、受講料の支払いが済んでいること
(修了後、1年を経過すると申請できません)
- ②交付申請時に、赤穂市内に所在する介護保険サービス事業所に就労し、かつ、
3か月以上継続して在職していること
- ③交付申請日において住民税の滞納がないこと
- ④暴力団員または暴力団密接関係者でないこと
- ⑤他の機関等から当該研修にかかる受講費の補助をうけていないこと



▶市ホームページ

赤穂市医療介護課 介護保険係

T E L 0791-43-6947 F A X 0791-43-7138 ✉kaigo@city.ako.lg.jp